

平成 30 年度第 4 回三次市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 平成 30 年 7 月 5 日（木）午後 1 時 30 分から午後 2 時 58 分

2. 開催場所 三次市役所 6 階 601 会議室

3. 出席委員(19 人)

1 番 有重 貢	2 番 池本 秀雄	3 番 上田 憲昭	4 番 大前 万寿美
5 番 近藤 幸恵	6 番 田村 弘文	7 番 寺重 茂晴	8 番 西田 峯雄
9 番 橋本 正二	10 番 橋本 洋資	11 番 林 敏明	12 番 平尾 敏之
13 番 平田 真一	14 番 廣瀬 勝秀	15 番 福田 博之	16 番 藤川 範雄
17 番 箕田 英紀	18 番 向井 泰治	19 番 桃田 義文	

4. 欠席委員(0 人)

5. 議事日程

報告第 13 号 利用権の終了（農用地利用集積計画）について

報告第 14 号 農地法第 3 条の 3（相続等による権利移動）について

報告第 15 号 非農地証明願承認について

報告第 16 号 農地転用（農業用施設）届出について

議案第 23 号 農地法第 3 条について

議案第 24 号 農地法第 4 条第 1 項について

議案第 25 号 農地法第 5 条第 1 項について

議案第 26 号 農用地利用集積計画について

議案第 27 号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見について

議案第 28 号 平成 30 年度農地パトロール（農地利用状況調査）実施要領について

6. 農業委員会事務局職員

日野事務局長 上岡係長 長谷川主任

7. 会議の概要

局 長 定刻になりましたので、只今から平成 30 年度第 4 回「三次市農業委員会総会」を開会いたします。

最初に、橋本会長から開会のごあいさつをお願いします。

（橋本会長 あいさつ）

局 長 これからは、三次市農業委員会総会会議規則第 5 条の規定により会長が総会の進行を行います。よろしくお願いします。

議 長 それでは規定により、私が議長を務めさせていただきます。

本日の出席委員数をご報告いたします。只今の出席委員は 19 人であります。よって、総会は成立いたします。

本日の議事録署名者に、平田委員、廣瀬委員の両名を指名いたします。よろしくお

願いいたします。

それでは、平成30年度第4回三次市農業委員会総会を開会します。

議長 本日の日程について、事務局から説明を求めます。

局長 失礼いたします。それでは、本日の議事日程についてご説明いたします。

報告案件が、報告第13号から報告第16号までの4件です。

議案が、議案第23号から議案第28号までの6議案です。慎重にご審議のうえ、ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長 議事日程に従い、報告第13号から報告第16号について事務局から順次説明を求めます。

局長 報告第13号「利用権の終了（農用地利用集積計画）」について4件ご報告いたします。内容は、6月11日までに、利用権設定の解約の申出があったものです。詳細については、ご一読ください。

報告第14号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」について7件ご報告いたします。内容は、6月11日までに、相続等による所有権移転の届出があったものです。詳細については、ご一読ください。

報告第15号「非農地証明願承認」について1件ご報告いたします。

申請番号1 土地の所在が、十日市南七丁目_____, _____, 現況地目は、公衆用道路で、面積の合計が17.09㎡, 申請人が、十日市南七丁目_____, ●● ●●さん, 非農地となった理由は、かい廃年月日不詳にて市道敷となり、現在に至っています。

報告第16号「農地転用（農業用施設）届出」について1件ご報告いたします。

申請番号1 土地の所在が、作木町光守字中山_____, 現況地目は、山林原野で、面積が453㎡の内、75.52㎡, 申請人が、畠敷町_____, ●● ●●さん, 転用目的は、作業小屋の建築です。

報告については以上です。

議長 報告第13号から第16号を報告いたしました。

報告4件について、質問があればどうぞ。

（質問なし）

議長 議案第23号「農地法第3条」について事務局から、順次説明を求めます。

局長 議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請」について12件、ご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

申請番号4-1 土地の所在が、布野町下布野字河戸_____, 地目は田で、面積が341㎡, 譲渡人が、布野町下布野_____, ●● ●●さん, 譲受人が、布野町下布野_____, ▲▲ ▲▲さん, 経営状況は、譲受人8,502㎡, 申請内容は双方の要望

による所有権移転です。

なお、本件は、別紙農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

4番 譲渡人の●●さんは以前から除草管理のみを行われており、今後も農業をされる予定がなく、隣家の▲▲さんへ相談したところ、譲り受けてもらえることが決まりました。ゆくゆくは水田としたいそうですが、当面は畑として作付けされます。審議のほどよろしく申し上げます。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議長 異議なしと認め、申請番号4-1を決めます。

申請番号4-2と申請番号4-3は関連がありますから、合わせて議案としたいと思います。事務局から一括して説明してください。

局長 申請番号4-2の譲渡人で申請番号4-3の譲受人が、畠敷町_____, ●● ●●さん、経営状況は、9,341㎡です。

申請番号4-2の譲受人で申請番号4-3の譲渡人が、畠敷町_____, ▲▲ ▲▲さん、経営状況は、3,570.96㎡です。

申請内容は双方の要望による所有権移転です。

申請番号4-2 土地の所在が、畠敷町_____, 地目は田で、面積が12㎡です。

申請番号4-3 土地の所在が、畠敷町_____, 地目は田で、面積が2.18㎡です。

なお、本2件は、別紙農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

3番 本件は、●●さんと▲▲さんの境界のからみで出た話で、以前に石垣の整備をされた際に線引きが変わっており、このたび公図の整理をされるにあたり、お互いの了解で現状に合わされるものです。現在、お互いに申請地も合わせて耕作をされており問題ないものと思われれます。よろしく申し上げます。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議長 異議なしと認め、申請番号4-2, 4-3を決めます。

次の、申請番号4-4は、有重委員の同居の親族に関する議案です。農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、有重委員は議事に参与できませんので、退席をお願いします。

(有重委員 退席)

議 長 それでは、申請番号 4-4 の説明を求めます。

局 長 申請番号 4-4 土地の所在が、吉舎町辻字風王谷_____, 地目は畑で、面積が 1,161 m²、譲渡人が、吉舎町辻_____, ●● ●●さん、譲受人が、吉舎町辻_____, ▲▲ ▲▲さん、経営状況は、譲受人 4,194 m²、申請内容は双方の要望による所有権移転です。

なお、本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

16 番 申請農地は、譲受人の宅地に接続しており、数年前より譲受人が草刈り等をしている状況です。畑と言いましてもかなり勾配があるため、耕作できる状況にありません。そこで譲受人は果樹を植えて管理していく予定です。周辺には他の農地がないことから影響ありません。譲請人に農地を渡すことに問題ないものと思われれます。よろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め、申請番号 4-4 を決めます。
それでは、有重委員に入室いただいでください。

(有重委員 入室)

議 長 申請番号 4-4 は、異議なしと決したことを報告します。
次に申請番号 4-5 の説明を求めます。

局 長 申請番号 4-5 土地の所在が、東酒屋町_____, _____, 地目は、すべて田で、面積の合計が 3,422 m²、譲渡人が、広島市東区牛田早稲田 2 丁目_____, ●● ●●●さん、譲受人が、昌敷町_____, ▲▲ ▲▲さん、譲受人は新規営農、申請内容は双方の要望による所有権移転です。

なお、本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

17 番 本件は譲渡人の●●さんは、広島市に住んでおられ若いころから農業の経験もなく今後も農業をされる予定はありません。この度、■■■■の社長、▲▲さんが購入されることとなりました。▲▲さんは、柿を植えて自社の店舗で販売されます。新規営農ですが下限面積を超えています。本件は、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障ありません。審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 異議なしと認め、申請番号 4-5 を決めます。
次に申請番号 4-6 の説明を求めます。

局長 申請番号 4-6 土地の所在が、畠敷町_____, 地目は田で、面積が 598 m², 譲渡人が、畠敷町_____, ●● ●●さん, 譲受人が、畠敷町_____, ▲▲ ▲▲さん, 経営状況は、譲受人 5,995.61 m², 申請内容は双方の要望による所有権移転です。
なお、本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

3 番 譲渡人の●●さんの農地が、譲受人の▲▲さんの自宅の里道を挟んだところにあります。田とありますが、現状は果樹園の状態です。他に野菜なども植えられています。▲▲さんが自宅前なので、購入されて果樹を栽培されます。▲▲さんの他の経営地は耕作されております。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 異議なしと認め、申請番号 4-6 を決めます。
申請番号 4-7 と申請番号 4-8 は関連がありますから、合わせて議案としたいと思います。事務局から一括して説明してください。

局長 申請番号 4-7 と申請番号 4-8 の譲受人が、東酒屋町_____, ●● ●●さん, 譲受人は新規営農, 申請内容は双方の要望による所有権移転です。
申請番号 4-7 土地の所在が、東酒屋町_____, _____, 地目は、すべて田で、面積の合計が 290.12 m², 譲渡人が東酒屋町_____, ▲▲ ▲▲さんです。
申請番号 4-8 土地の所在が、吉舎町三玉字沖田_____, 地目は田で、面積が 714 m², 譲渡人が、吉舎町三玉_____, ■■ ■■さんです。
なお、本 2 件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

17 番 ▲▲さんは高齢で現在営農されていませんが、このたび歯科医院をされている●●さんに隣地である畑を双方の合意で譲り渡すこととなりました。農地でビワ、柿などを栽培し自家消費されます。東酒屋町と吉舎町の農地を合わせると下限面積を超えています。当面必要な草刈り機、防除器具等を所有されています。この農地の取得により周辺農地への影響はありません。審議のほどよろしくお願ひします。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 異議なしと認め、申請番号 4-7、4-8 を決めます。
次に申請番号 4-9 の説明を求めます。

局長 申請番号 4-9 土地の所在が、布野町上布野字大仙_____, 地目は畑で、面積が 453 m², 譲渡人が、三良坂町灰塚_____, 亡 ●● ●● 相続財産管理人 ▲▲ ▲▲さん, 譲受人が、布野町上布野_____, ■■ ■■さん, 経営状況は、譲受人 1,441 m², 申請内容は双方の要望による所有権移転です。
なお、本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

4 番 譲渡人である●●さんは故人であり、相続財産の整理のため、相続財産管理人の▲▲さんより、譲受人の■■さんに話がありました。譲受人は当該農地を今までも管理をされています。農事組合法人の構成員として農業をされていますので、これからも適切に管理されるものと思われまます。審議のほどよろしくお願ひします。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 異議なしと認め、申請番号 4-9 を決めます。
次に申請番号 4-10 の説明を求めます。

局長 申請番号 4-10 土地の所在が、吉舎町安田字奥田_____, _____, _____, _____, _____, 地目は、すべて田で、面積の合計が 3,042 m², 譲渡人が、吉舎町吉舎_____, ●● ●●さん, 譲受人が、吉舎町安田_____, ▲▲ ▲▲さん, 経営状況は、譲受人 35,404 m², 申請内容は双方の要望による所有権移転です。
なお、本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

1 番 譲渡人の●●さんは高齢で耕作管理困難であるため、譲渡人の本家の▲▲さんに依頼があり今回の申請となりました。▲▲さんは経営農地を全て耕作され、農業に従事する日数、家族の状況、機械の保有状況からみて、耕作の事業に供する農地は全て効率的に利用されるものと見込まれます。申請地は▲▲さんの自宅からも近く、周辺も耕作されているため、地域との調和も問題ありません。よろしくお願ひします。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 異議なしと認め、申請番号 4-10 を決めます。

次に申請番号 4-11 の説明を求めます。

局長 申請番号 4-11 土地の所在が、甲奴町福田字清水_____, 地目は畑で、面積が 173 m²、譲渡人が、広島市東区馬木 7 丁目_____, ●● ●●さん、譲受人が、広島市東区戸坂千足二丁目_____, ▲▲ ▲▲さん、経営状況は、譲受人 1,405 m²、申請内容は双方の要望による所有権移転です。

なお、本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

6 番 譲渡人は広島市内に住まわれ高齢なため、所有農地を処分したいと思っていたところ、実家と同じ地区の譲受人と話がまとまりました。譲受人も広島市内に住まわれていますが、実家でも農業をされています。適切に農業をされるものと思われます。周辺農地への影響もありません。よろしくお願ひします。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議長 異議なしと認め、申請番号 4-11 を決めます。
次に申請番号 4-12 の説明を求めます。

局長 申請番号 4-12 土地の所在が、吉舎町矢野地字中郷_____, 字土井_____, 現況地目は、畑が 1 筆で、275 m²、雑種地が 1 筆で、340 m²、面積の合計が 615 m²、譲渡人が、畠敷町_____, ●● ●●さん、譲受人が、吉舎町矢野地_____, ▲▲ ▲▲さん、経営状況は、譲受人 7,554 m²、申請内容は双方の要望による所有権移転です。

なお、本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

1 番 譲渡人の●●さんは耕作困難なため、申請地の隣に住まわれている▲▲さんに話があり今回の申請となりました。▲▲さんは経営されている農地を全て耕作されており、農業に従事する日数、家族の状況、機械の保有状況からみて、耕作の事業に供する農地は全て効率的に利用されるものと見込まれます。申請地は▲▲さんの自宅からも近く、地域との調和も問題ありません。よろしくお願ひします。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議長 賛成多数、異議なしと決めます。

議案第 23 号「農地法第 3 条」については、申請番号 4-1 から申請番号 4-12 までを、異議なしと決めます。

議案第 24 号「農地法第 4 条第 1 項」について事務局から説明を求めます。

局長 議案第 24 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請」について 10 件、ご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

申請番号 4-1 土地の所在が、十日市東六丁目_____, 地目は畑で、面積が 83 m², 申請人が、広島市西区井口台 3 丁目_____, ●● ●●さん、申請内容は、宅地拡張です。

申請地は、都市計画法の用途地域内にあることから、第 3 種農地と判断されます。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

7 番 現地は住宅敷地が狭く駐車場が不足しているため、駐車場として使用されます。土地は現状のまま利用され、造成はされません。周辺農地への影響はありませんので防除措置はされません。雨水は自然流下、汚水は発生しません。転用申請される農地について無届で駐車場として利用されていますので始末書が提出されています。よろしくお願いいたします。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議長 異議なしと認め、申請番号 4-1 を決めます。

次に申請番号 4-2 の説明を求めます。

局長 申請番号 4-2 土地の所在が、作木町森山東字砂井谷_____, 地目は畑で、面積が 95 m², 申請人が、作木町森山東_____, ●● ●●さん、申請内容は、墓地及び宅地拡張です。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。農振農用地区域除外見込みです。墓地埋葬法許可見込みです。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

10 番 ●●さん宅の墓地が自宅裏 100m くらい離れた山の中にあるため、墓参、維持管理が非常に難しいということで、自宅近くに移されたいということと、車庫は昭和 54 年頃の市道改良工事の際に自宅が移転になった際に整備されたもので、今回合わせての申請となりました。審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議長 異議なしと認め、申請番号 4-2 を決めます。

次に申請番号 4-3 の説明を求めます。

局長 申請番号 4-3 土地の所在が、四拾貫町_____, 地目は畑で、面積が 29 m², 申請人が、四拾貫町_____, ●● ●●さん, 申請内容は、墓地の整備です。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。農振農用地区域除外見込みです。墓地埋葬法許可見込みです。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

3 番 ●●さんの墓地は、集落の共同墓地で山の中にあり、ほとんどの墓地がすでに移設されており、山道の管理も難しいため自宅近くに移設されるものです。周りは本人の土地で、周辺への影響はないものと思われます。よろしくお願ひします。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議長 異議なしと認め、申請番号 4-3 を決します。
次に申請番号 4-4 の説明を求めます。

局長 申請番号 4-4 土地の所在が、三良坂町三良坂字平林_____, _____, 地目は田が 1 筆で、191 m², 畑が 1 筆で、49 m², 面積の合計が 240 m², 申請人が、東広島市西条大坪町_____, ●● ●●さん, 申請内容は、グラウンドゴルフ練習場の整備及び宅地拡張です。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。農振農用地区域除外見込みです。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

16 番 すでに整備が済んでいる案件です。畑 49 m²は、●●さんが 30 年以上前に取得された時に、すでに庭のようになっていました。また、田 191 m²は、約 20 年前の県道の整備をされたときに残土処分地として活用され農地以外の形となっていました。始末書が提出されています。審議のほどよろしくお願ひします。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議長 異議なしと認め、申請番号 4-4 を決します。
次に申請番号 4-5 の説明を求めます。

局長 申請番号 4-5 土地の所在が、下志和地町_____, _____, _____, 地目は、すべて田で、面積の合計が 1,377 m², 申請人が、下志和地町_____, ●● ●●さん, 申請内容は、太陽光発電施設の整備です。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。再生可能エネルギー発電事業計画変更認定見込みです。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

8 番 ●●さんは数十年前から農業をやめられ、圃場整備をされていない農地は、草刈り等の管理をされています。圃場整備をされている農地は法人へ委託されています。今後も農業をされる予定はありません。農地を有効活用する手段として太陽光発電施設を整備されます。転用面積の妥当性は1,377㎡に太陽光パネル324枚の設置は妥当です。現状のまま使用し、土砂の流出防止は法面を活用されます。除草管理は防草シートを全面に敷かれます。周辺農地は●●さんの所有農地のため問題ありません。雨水は自然流下、用水は必要ありません。汚水は発生しません。審議のほどよろしく願います。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め、申請番号4-5を決めます。
次に申請番号4-6の説明を求めます。

局 長 申請番号4-6 土地の所在が、十日市南二丁目_____, 地目は田で、面積が1,140㎡, 申請人が、十日市南二丁目_____, ●● ●●さん, 申請内容は、共同住宅の建築です。

申請地は、都市計画法の用途地域内にあることから、第3種農地と判断されます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

7 番 ●●さんが稲作困難になったため、申請土地に共同住宅を建築されます。申請地の東側が水路、西側が道、南側は農地となっています。用水は上水道、雨水は東側水路へ、生活雑排水は公共下水道へ排水されます。周辺農地への影響はないので防除措置はされません。無届で盛土がされており始末書が提出されています。審議のほどよろしく願います。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め、申請番号4-6を決めます。
次に申請番号4-7の説明を求めます。

局 長 申請番号4-7 土地の所在が、布野町上布野字湯谷_____, 地目は田で、面積が103㎡, 申請人が、布野町上布野_____, ●● ●●さん, 申請内容は、墓地の整備です。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。農振農用地区域除外見込みです。墓地埋葬法許可見込みです。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

4 番 ●●さんの既存の墓地は国道を挟んだ反対側にあり、●●さんは足が不自由で、国道を渡ってお墓参りすることが危ないと感じられるようになりました。今後のことも考え自宅付近に移設され管理をされます。申請地は今までも草刈り管理されていた土地で、周りに耕作される土地がないことから問題ないものと思われます。審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め、申請番号 4-7 を決します。
次に申請番号 4-8 の説明を求めます。

局 長 申請番号 4-8 土地の所在が、布野町上布野字西原_____, 地目は田で、面積が 78 m², 申請人が、布野町上布野_____, ▲▲ ▲▲さん, 申請内容は、墓地の整備です。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。農振農用地区域除外見込みです。墓地埋葬法許可見込みです。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

4 番 ▲▲さんの既存の墓地は、申請番号 4-7 の●●さんとは親戚関係で墓地は同じ場所にあり、国道を渡っての墓参りが心配と感ひられていました。●●さんが墓地を移設されるのに合わせて移設されるものです。申請地は自家消費分の農地で、周りに迷惑をかける農地はありません。審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め、申請番号 4-8 を決します。
次に申請番号 4-9 の説明を求めます。

局 長 申請番号 4-9 土地の所在が、三和町羽出庭字日南_____, 地目は田で、面積が 39 m², 申請人が、三和町羽出庭_____, ●● ●●さん, 申請内容は、墓地の整備です。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。墓地埋葬法許可見込みです。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

19 番 申請人の現在の墓地は山の中にあり、遠方で、墓参、管理が難しくなり、自宅近く

の、長く耕作していない農地へ移設し管理したいというものです。雨水は自然流下、工事にあったっては周辺へ入りして施工されます。審議のほどよろしくお願いします。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 （全員挙手）

議長 異議なしと認め、申請番号 4-9 を決めます。
次に申請番号 4-10 の説明を求めます。

局長 申請番号 4-10 土地の所在が、甲奴町本郷字實信_____, 地目は畑で、面積が 557 m², 申請人が、甲奴町本郷_____, ●● ●●さん, 申請内容は、太陽光発電施設の整備です。

申請地は、JR 甲奴駅のおおむね 500m 以内にあることから、第 2 種農地と判断されます。再生可能エネルギー発電事業計画認定済みです。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

6 番 申請地は畑で現在何も作付けされておらず荒れ地になっているため、有効利用をはかるため太陽光発電施設を設置されます。申請地の南側、西側は道路、北側は自宅です。雨水は道路側溝へ排水されます。特に問題ありません。よろしくお願いします。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 （全員挙手）

議長 賛成多数、異議なしと決めます。

議案第 24 号「農地法第 4 条第 1 項」について、申請番号 4-1 から申請番号 4-10 までを異議なしと決めます。

議案第 25 号「農地法第 5 条第 1 項」について事務局から説明を求めます。

局長 議案第 25 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請」について、5 件ご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

申請番号 4-1 土地の所在が、十日市東六丁目_____, 地目は畑で、面積が 304 m², 譲渡人が、広島市西区井口台 3 丁目_____, ●● ●●さん, 譲受人が、十日市東六丁目_____, ▲▲ ▲▲さんと、■ ■ ■ ■さんで、持分がそれぞれ 1/2, 申請内容は、宅地拡張です。

申請地は、都市計画法の用途地域内にあることから、第 3 種農地と判断されます。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

7 番 譲受人は現在の宅地が狭いため、隣地に、駐車場家族用客用合わせて 10 台、家庭菜園、農機具小屋を設けられようとしています。申請地は、東側は一団高い宅地、西側は申請者の宅地、南側は JR の線路です。周辺への影響はありませんので被害防除措置はされません。用水は必要ありません。雨水は自然流下、汚水は発生しません。

無届で農機具小屋が設置されていますが、始末書が提出されています。よろしくお願
いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め、申請番号 4-1 を決めます。
次に申請番号 4-2 の説明を求めます。

局 長 申請番号 4-2 土地の所在が、三良坂町三良坂字下郷_____, 仮換地地番_____,
地目は田で、面積が 738 m², 仮換地面積が 368 m², 譲渡人が、三良坂町三良坂_____,
●● ●●さん, 譲受人が、畠敷町_____, ▲▲ ▲▲さんと, ■■ ■■さんで,
持分がそれぞれ 6/10 と 4/10, 申請内容は一般住宅の建築です。
申請地は、土地区画整理事業の施行地区内にあることから、第 3 種農地と判断され
ます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

16 番 譲受人は現在、三次市畠敷町のアパートに住んでいます。三良坂土地区画整理事業
地内の農地を購入して住宅を建築されます。今回の申請は事業に沿ったものです。ご
審議のほどよろしくお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め、申請番号 4-2 を決めます。
次に申請番号 4-3 の説明を求めます。

局 長 申請番号 4-3 土地の所在が東酒屋町_____, 地目は畑で、面積が 340 m², 譲渡
人が、東酒屋町_____, ●● ●●さん, 譲受人が、東酒屋町_____, ▲▲ ▲
▲さん, 申請内容は、一般住宅の建築です。
申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるこ
とから、第 2 種農地と判断されます。農振農用地区域除外見込みです。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

17 番 申請地は現在耕作をされていません。今回、▲▲さんが住宅を建築するとい
うことで購入されます。申請地は住宅が密集した地域です。宅地にされても周辺農地に影響
はありません。雨水は排水路へ排水されます。審議のほどよろしくお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め、申請番号 4-3 を決めます。
次に申請番号 4-4 の説明を求めます。

局 長 申請番号 4-4 土地の所在が三良坂町三良坂字平林_____, 地目は畑で、面積が 133 m², 譲渡人が、東広島市西条大坪町_____, ●● ●●さん, 譲受人が、庄原市西城町中迫_____, ▲▲ ▲▲さん, 申請内容は、宅地拡張です。
申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

16 番 譲渡人と譲受人は兄弟です。農地として活用されていますが、一部は、県道事業の際に、進入路が急になるため、アスファルト舗装など整備をされていたため、始末書が提出されています。譲受人の宅地に駐車スペースがないため、その確保のために駐車場を整備されます。審議のほどよろしくお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め、申請番号 4-4 を決めます。
次に申請番号 4-5 の説明を求めます。

局 長 申請番号 4-5 土地の所在が、島敷町_____, 地目は田で、面積が 932 m², 譲渡人が、島敷町_____, ●● ●●さん, 譲受人が、庄原市中本町 1 丁目_____, 有限会社 ▲▲▲▲, 申請内容は、宅地分譲です。
申請地は、都市計画法の用途地域内にあることから、第 3 種農地と判断されます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

3 番 ●●さんは高齢者で広島市に行かれています。管理される方がいなくなり、有限会社 ▲▲▲▲と話がまとまり、宅地分譲されることとなりました。排水等は市道側溝へ排水されます。周辺は住宅地になってきています。問題ないものと思われます。審議のほどよろしくお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 賛成多数、異議なしと決めます。
議案第 25 号「農地法第 5 条第 1 項」について、申請番号 4-1 から申請番号 4-5 までを異議なしと決めます。
議案第 26 号「農用地利用集積計画」について事務局から説明を求めます。

局 長 議案第 26 号「農用地利用集積計画」について、ご説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を策定したいので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

27 ページの議案総括表をご覧ください。

件名の欄が、合計欄を除き、上下 2 段になっていますが、農地中間管理権の取得にともなうものの集計が下の欄、それ以外のものの集計が上の欄です。

貸借権設定について、農地中間管理権の取得に関係しないものが、4 件で 9,694 m²、農地中間管理権の取得にともなうものが、13 件で 44,741 m²、合計が、17 件で 54,435 m²です。

各申請については 18 ページから 26 ページに掲載しておりますのでご一読をお願いします。以上です。

議長 意見等はありませんか。

(意見なし)

議長 それでは、議案第 26 号「農用地利用集積計画」について、異議ございませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議長 賛成多数、異議なしと認めます。

議案第 26 号「農用地利用集積計画」について、承認することに決めます。

議案第 27 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見」について事務局から説明を求めます。

局長 議案第 27 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見」について、ご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農地中間管理機構を介して行われる農用地利用配分計画について意見を求められたもので、44 ページのとおり、適当と認める旨回答しようとするものです。

対象となる農地はすべて、先程の議案で中間管理権の取得についてご承認いただいたものです。

配分計画は 4 件あり、その内訳につきましては、1 件目は上板木地区で策成されました人・農地プランに基づいて、プランの担い手であり、農事組合法人 ▲▲▲▲に農地を転貸するものです。2 件目は、三良坂地区内で農地中間管理機構へ貸付依頼のありました、農地についてマッチングを行い、地域の担い手である株式会社 ●●●●に農地を転貸するものです。なお、農地利用最適化推進委員の協力を得てマッチングを行っているものです。3 件目は、向江田地区で作成されました人・農地プランに基づいて、プランの担い手である株式会社 ■■■■に農地を転貸するものです。4 件目は、同じく、向江田地区で作成されました人・農地プランに基づいて、プランの担い手である株式会社 ■■■■に農地を転貸するものです。説明は以上です。

議長 ご質問はありますか。

(質問なし)

議長 それでは、議案第 27 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見」について、異議ございませんか。
異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 （全員挙手）

議長 議案第 27 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見」は異議なしと認め、承認いたします。
議案第 28 号平成 30 年度農地パトロール（農地利用状況調査）実施要領について事務局から説明を求めます。

局長 議案第 28 号「平成 30 年度農地パトロール（農地利用状況調査）実施要領」について、ご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

事務局 本案は、農地法の規定に基づく、農地利用状況調査及び一連の遊休農地に関する措置について定めるもので、全国農業会議所が作成した実施要領を、本市の実情に合わせて一部修正したものです。

47 ページをお開きください。

農地パトロールは、「1. 目的」に記載のとおり、①地域の農地利用の確認、②遊休農地の実態把握、③違反転用の発生防止・早期発見を目的に毎年実施するものです。

実施時期については、「3. 実施回数及び時期」のとおり、法令等の規定により 8 月頃実施することとされており、必要に応じて 2 回目以降も実施できることとしたいと思いをします。

52 ページ以降に記載の利用意向調査ですが、遊休農地と判定された農地などについて、農地所有者等に利活用の意向を確認するものです。

54 ページをお開きください。

3 行目の「ウ.調査内容」のとおり 1)から 5) の何れかを選択してもらうものですが、2)の「農地利用集積団滑化団体」については、三次市においては実質稼働していませんので、面談される場合には選択されないようご指導ください。

調査の方法としては、11 月末までに 64 ページの調査書を発送し、回答期限を翌年 1 月末までの範囲で設定し 66 ページの様式にて回答を求めることとされています。

54 ページ中段の「エ 実施方法」をご覧ください。

利用意向調査については「回収率の向上を図る観点から、必要に応じて対面聞き取りを行う」こととしています。

面談の時期については、法令の規定に則り利用意向調査書発送後としていますが、これまでもパトロール後速やかに面談を行い、意向を把握しているケースが多いことから、柔軟に対応していけば良いのではないかと考えます。

翌年の農地パトロールで、利用意向調査で示した意向どおりの対応をしなかったことが判明した場合については、55 ページの中段下部に記載のとおり、11 月末までに、農地中間管理権について協議の勧告を行わなければなりません。

この勧告を行った場合は、固定資産税の強化が行われます。

例外的に勧告の対象とならない場合については、56 ページ 5 行目以降に記載しています。

内容については、農地中間管理機構の借受基準に適合しない場合など、昨年度と変更ありません。

また、本年度は、土地所有者等の意向を法令に基づく区分により掌握するとともに、遊休農地と荒廃農地の判定を明確に区別できるよう「農地利用状況調査票 兼 農地利用意向調査票」の様式を一新したいと考えています。

なお、遊休農地、荒廃農地等の判定については7月11日に研修会を実施し目合わせを行いたいと考えています。説明は以上です。

議長 質問はありますか。

(質問なし)

議長 それでは、議案第28号「平成30年度農地パトロール（農地利用状況調査）実施要領」について、異議ございませんか。

異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議長 議案第28号「平成30年度農地パトロール（農地利用状況調査）実施要領」について、は異議なしと認め、承認いたします。

議長 以上で、本日の議案審議の全てが終了いたしました。

続いて 林 座長から役員会の報告をお願いします。

引き続き、事務局から一般報告や協議事項等があればお願いします。

委員の皆様から何かございますか。

(事務連絡)

議長 以上で本日の総会の全てを終了します。

局長 次回は、8月の農業委員会総会は、8月6日（月）午後1時30分から、三次市役所6階603会議室で行います。

以上で平成30年度第4回農業委員会総会を終了します。

平成30年7月5日